

# 令和7年度行政評価等プログラム

総務省

# 令和7年度行政評価等プログラム

総務省

政府の自己改善機能を的確に発揮するため、行政評価局（管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所を含む。以下同じ。）全体で認識を共有するとともに、各府省や地方公共団体等の関係機関の理解と協力を得ることを目的として、令和7年度の業務運営方針を下記のとおり定める。

## I 基本方針

近年、我が国の行政が対応すべき課題は、より一層、不透明さ、複雑さ、困難さを増している。こうした中で、前例のない課題に果敢に挑戦し、社会経済の変化に対応できる行政を実現していくためには、政策の現状を適切に把握し、それまでの進捗を評価した上で必要な軌道修正を行いながら前進する、機動的かつ柔軟な政策展開が有効であり、そのためには、各府省の政策立案過程において、政策の実施状況や効果を的確に把握・分析し、改善方策の検討・実施に反映していくことが必要になる。

このような問題意識の下、令和5年3月に「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）等を改定し、政府全体として、行政の無謬性にとらわれず、新たな挑戦や前向きな軌道修正を積極的に行い、政策を前に進める取組を推進している。

行政評価局は、引き続き、政策評価、行政運営改善調査、行政相談の各機能を有機的に連携させ、政策効果の把握・分析等によって政策の設計上・運営上のボトルネックを発見し、その解消を図ることで各府省が自らの政策の効果を更に高め、政策を前に進める取組に貢献するとともに、行政評価局の活動の成果を分かりやすい形で整理し、国民に対して広く情報提供する。

これらの取組を通じて国民に対する説明責任を果たし、国民の行政に対する納得や信頼を高めていく。

## II 具体的な取組方針

### 1 政策評価の推進

#### (業務の概要)

政策評価は、行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号）に基づき、各府省が自ら政策を評価し、見直しや改善に反映させる取組であり、政府におけるEBPM（エビデンスに基づく政策立案）実践の一翼を担っている。令和5年3月の「政策評価に関する基本方針」等の改定を踏まえ、行政評価局は、政策効果の把握・分析機能の強化や、意思決定過程での活用の促進のため、各府省のこれまでの試行的取組における政策評価のポイントや、適切な目標設定の考え方や効果測定・効果分析等に係る知見・ノウハウを整理し、各府省に共有するとともに、各府省の政策評価に係る人材育成の支援を行っている。また、同法の規定に基づき、特定分野の政策評価の点検、政策評価の実施状況等を年1回取りまとめて国会報告を行う等の役割を担っている。

#### (令和7年度の取組事項)

令和5年3月の「政策評価に関する基本方針」等の改定を踏まえ、各府省で政策評価の機能を活用して、新たな挑戦や前向きな軌道修正が積極的に行われるることを目指して取り組む。当該改定から3年後をめどに政策評価審議会において、これまでの各府省の試行的取組や、行政評価局による政策評価の推進の取組について振り返り、総括を行う。

#### <各府省の支援>

各府省が政策評価の試行的取組を行う中で直面する課題や悩みに応じ、新たな政策評価の工夫の検討や、個別の政策・事業の効果の把握・分析等を伴走型で支援し、政策担当者が政策立案・改善の実務において活用できる政策評価が行われるよう取り組む。

#### <特定分野の政策評価の点検>

規制及び租税特別措置等の政策評価について点検し、その結果を各府省に共有・公表するとともに、今後実施する政策評価の改善及び充実のため、事例の共有や説明会の開催等を行う。

#### <効果分析の取組の推進>

実証的共同研究（各府省のニーズに応じ、具体的な政策を対象に共同で政策効果の把握・分析を行う取組）について、新たな知見やノウハウを得るため、分析の手法や用いるデータの多様化に努めるとともに、各府省のニーズを掘り下げ、具体的な政策の改善につなげるなど、より実務に役立つものとなるよう取り組む。

また、各府省のニーズや、実証的共同研究の取組を踏まえ、国内外の研究成果や学術論文等を収集・蓄積し、専門家の協力も得て分かりやすい形で各府省に提供する。

こうした取組を通じ、各府省におけるEBPMの実践や、それを担う人材の育成を支援する。

#### <ガイドラインへの反映>

以上の取組により蓄積した知見等は、個別の報告書等で各府省に共有するだけではなく、「効果的な政策立案・改善に向けた政策評価のガイドライン」（令和6年3月策定。令和7年1月改定）を改定し、体系的に整理し各府省に提供する。各府省の政策担当者の政策立案・改善の実務に役立つよう、各府省からのフィードバックを受けながら、当該ガイドラインをより使いやすいものに改善する。

## 2 行政運営改善調査

### (業務の概要)

行政運営改善調査は、政策担当府省とは異なる主体である行政評価局が政策効果の把握・分析を行い、各府省自身では気付くことができない政策の設計上・運営上の課題を摘示し、各府省における政策改善・政策推進に資する情報を提供する取組である。

具体的には、以下のプロセスにより実施する。

- ① 行政相談に寄せられた声や地方公共団体などの現場の声、国政の重要課題等を踏まえて調査テーマを決定し、管区行政評価局等の全国的なネットワークを活用し、現場の実態について実地に調査
- ② 調査で把握した課題やその解決方策等を取りまとめ、関係府省に対し情報提供（大臣からの勧告、局長からの通知等）
- ③ 課題の改善状況や調査対象とした政策の進捗状況について、適時にフォローアップを実施

### (令和7年度の取組事項)

各府省の課題認識を共有した上で、政策の効果に着目し、各府省の「政策の効果を上げる」、「政策を前に進める」ために有益な情報を提供できるような調査の実施に引き続き取り組む。

また、各府省の所管業務のDXの実現可能性やBPRの前提となる現場の実態の把握、課題発掘等のための調査を実施し、政府全体のDXの推進に貢献する。

### <調査テーマの選定>

国民生活や社会経済への影響が大きいなど改善の必要性が高いと考えられるものや、各府省単独では対応が難しい課題（複数府省に関する政策課題、個別府省では解決が難しい分野横断的な課題等）などを中心に、関係府省のニーズや政策改善に生かせるタイミングにも留意しつつ、政策評価審議会での議論を経て調査テーマを随時決定する。

その際、社会経済の変化により、従来の制度では現在生じている様々な社会的問題に対応できなくなっている事象を捉えて、制度の検討に役立つ課題を整理・提示することも視野に入れて、特に、急速に進む人口減少や少子高齢化への対応、人格と個性を尊重し支え合う共生社会の構築、防災を始めとした国民の安全・安心の確保に着目して選定する。

各府省における施策の実施状況や国民、社会及び地域が抱える課題から行政課題を把握する活動（常時監視活動）によって得られた成果については、調査テーマの選定に活用するだけではなく、当該課題等の関係者に積極的に提供し、行政課題の改善に資することを目指す。

管区行政評価局等においては、上記を踏まえ、常時監視活動の際に、後述の地方公共団体等への「能動的に困りごとを「取りに行く」活動」の取組等も活用し、地域が抱える課題を端緒とした国の行政課題の把握に積極的に取り組む。

### <調査の実施>

個別調査ごとに、政策効果がどのように発現しているかを測定する指標について調査設計時にできる限り具体的に設定し、調査実施後のフォローアップにおいてこれを測定する。

調査の実施に当たっては、現地での実態把握に加え、政策効果の把握・分析に関する知見を活用するなど、調査手法の多様化に取り組む。

また、行政課題の迅速な改善を促進するため、より効率的な調査の実施と迅速な調査結果の提供に努めるとともに、勧告等を行うことに必ずしもとらわれず、調査途上において各府省が政策を前向きに軌道修正した場合も高く評価する。

調査実施後は、調査の各工程の状況、工夫した取組等について振り返り・評価を行うとともに、政策効果の発現状況の測定結果も踏まえ、当該調査全体についての評価を行い、調査業務の改善方策を検討・実施し、調査の質の向上を図る。

また、管区行政評価局等では、行政相談や地域における課題を端緒として、独自に企画・実施する調査を含め、行政課題の解決を図る取組を行う。

### 3 行政相談

#### (業務の概要)

行政相談は、行政相談委員とともに、どこに相談したらよいか分からぬいものを含め、国民の行政に関する困りごとを幅広く受け付け、関係行政機関にあっせん・通知を行うこと等により、個々の相談事案の解決や行政の制度・運営の改善を図る取組である。

行政の制度・運営の改善に当たっては、行政改善推進会議（行政相談のうち制度等の改善に係るものについて民間有識者の意見を反映させるための懇談会）や行政運営改善調査等の行政評価局が有するツールを活用している。

また、行政相談委員は、総務大臣から委嘱された民間有識者で、全国に約5,000人配置されている。国民に身近な相談窓口として重要な役割を果たしており、その活動が円滑に行われるよう、地方公共団体に対する協力要請、研修の充実等の支援を行っている。

#### (令和7年度の取組事項)

行政相談を通じて地域の行政課題を把握し、その解決を図るため、行政相談月間の取組など前年度から新たに開始した取組の成果を検証しつつ、引き続き行政相談制度の認知度の維持・向上や事案対応能力の向上に取り組むとともに、地方公共団体との連携を更に強化する。

これらの取組を充実させるため、既存業務の在り方の見直しに取り組む。

#### <令和6年能登半島地震を踏まえた今後の災害対応>

生活支援情報の提供や被災者からの相談への対応を行い、被災者に寄り添う特別行政相談活動について、今後の災害でも被災者支援に万全を期するため、平時から地方公共団体との連携を強化し、生活支援情報をまとめたガイドブックを地方公共団体にも活用してもらうといった国・地方公共団体共通の情報発信の基盤とする取組などを進める。

#### <能動的に困りごとを「取りに行く」活動>

地域の行政課題の現場を抱える地方公共団体、地域住民にとって身近な行政相談委員や郵便局等から、地域の行政課題を把握し、そのうち国に関する事案については行政相談を始めとする行政評価局の3機能を活用して解決に結び付ける取組を全国的に展開する。

### <国・地方共通相談チャットボット（Govbot）>

国・地方共通相談チャットボット（Govbot）については、国民が行政機関に直接問い合わせる前にまずアクセスするツールとし、国民の利便性向上や地方公共団体職員等の負担軽減に資するよう、関係府省、地方公共団体等と連携して搭載分野の拡充、FAQの充実を進めるとともに、搭載分野の拡充に対応した環境の展開やガボットへの生成AI活用の実証を踏まえた取組等により機能改善を図る。

また、ガボットを中心とした国の行政相談業務への生成AIの効率的な活用を目指した調査研究を実施し、その結果をガボットの機能改善や国の行政相談業務に反映させることにより、より解決の難しい事案対応に多くの時間を割けるようにし、国全体として相談対応の質の向上を目指す。

以上のほか、行政機関が行う政策の評価に関する法律第13条に規定する計画は、別紙のとおりとする。

(別紙)

## 総務省が行う政策の評価に関する計画

行政機関が行う政策の評価に関する法律（平成13年法律第86号。以下「政策評価法」という。）第13条の規定に基づき、令和7年度から9年度までの3年間についての総務省が行う政策の評価に関する計画を以下のとおり定める。

### 1 評価の実施に関する基本的な方針

政策評価法第12条第1項及び第2項の規定に基づく評価に関して、令和5年3月28日に一部変更した「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）を踏まえ、以下の取組を推進する。

#### (1) 統一性・総合性確保評価に関する活動方針（政策評価法第12条第1項の規定によるもの）

総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価は、政府全体として目指す一定の方向性の下に、重要性・必要性等を見極めた上で統一性又は総合性を確保する必要のある政策について積極的に実施する。

また、EBPM（エビデンスに基づく政策立案）推進のための政策効果の把握・分析手法の実証的共同研究の成果を活用し、総務省が行う統一性又は総合性を確保するための評価の充実・強化を図る。

#### (2) 政策評価の客観性を担保するための評価活動（政策評価法第12条第2項の規定によるもの）

政策評価の客観性を担保するための評価活動については、次のとおり取り組む。

##### ① 各行政機関における政策評価の実施状況の把握

各行政機関における政策評価の実施状況について、管区行政評価局等の現地調査機能も活用し、情報の収集・分析を行う。

##### ② 各行政機関が実施した政策評価の客観的かつ厳格な実施を担保するための点検

各行政機関が実施した政策評価について、必要な点検を行い、関係機関に結果を通知し、公表する。また、政策評価の改善の検討状況も踏まえつつ、点検の見直し・改善の検討を行う。

### 2 令和7年度から9年度までの3年間に実施する評価のテーマ

令和7年度に実施するテーマは、5年度から引き続き実施する「生活道路における交通安全対策」とする。このほか、令和7年度から9年度までの3年間に実施するテーマについては、必要な情報収集を進めながら、国民生活

や社会経済への影響が大きいものなどを中心に、政策評価審議会の議論を経て、隨時決定する。

### 3 その他評価の実施に関する重要事項

#### (1) 学識経験者の知見の活用

評価の実施に当たっては、評価の中立性及び公正性の確保並びに評価の質の向上を図る観点から、学識経験者の知見を活用する。その際、特に、評価の設計や分析に関し、政策評価審議会の調査審議に付議する。

#### (2) 改善措置状況のフォローアップ

勧告に対する各行政機関の改善措置状況をフォローアップし、政策への反映状況と政策効果を十分に確認する。

#### (3) 評価に関する情報の公表

「政策評価に関する情報の公表に関するガイドライン」（平成22年5月28日政策評価各府省連絡会議了承）を踏まえて、総務省が行う政策の評価に関する情報を公表する。